

特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて

I データ（平成28年4月1日時点）

| 都道府県 | 市区町村 | 待機児童数 | 待機児童数に含めないこととしている者 | | | |
|------|------|--------|--------------------|-----------------|---------|----------------|
| | | | 求職活動を休止している者 | 特定の保育園等を希望している者 | 育児休業中の者 | 地方単独事業を利用している者 |
| 千葉県 | 市川市 | 514人 | 67人 | 201人 | 0人 | 251人 |
| 東京都 | 世田谷区 | 1,198人 | 17人 | 152人 | 0人 | 1,022人 |
| 東京都 | 府中市 | 296人 | 31人 | 46人 | 103人 | 244人 |
| 岡山県 | 岡山市 | 729人 | 0人 | 614人 | 0人 | 0人 |
| 香川県 | 高松市 | 321人 | 0人 | 55人 | 0人 | 0人 |
| 東京都 | 港区 | 64人 | 0人 | 345人 | 34人 | 770人 |
| 東京都 | 江東区 | 277人 | 338人 | 73人 | 358人 | 671人 |
| 東京都 | 杉並区 | 136人 | 68人 | 212人 | 234人 | 1,638人 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 7人 | 366人 | 1,337人 | 420人 | 987人 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 6人 | 173人 | 503人 | 461人 | 1,410人 |

II 求職活動を休止している者の取扱い

| | | 1. 「求職活動を休止している者」として待機児童数に含めないこととしていますか。 | | 2. 求職活動を休止していることの確認はどのように行っていますか。 ①保護者から求職活動を休止した旨の自己申告 ②市区町村担当者が、保護者に個別に連絡を取り、現状を照会 ③改めて個別に連絡を取って照会することはせず、申込書の記載内容で市区町村が判断 ④その他 | | | | |
|------|------|--|-----|---|---|---|---|--|
| 都道府県 | 市区町村 | はい | いいえ | ① | ② | ③ | ④ | ※④を選択した場合の具体的な内容 |
| 千葉県 | 市川市 | ○ | | | | ○ | | — |
| 東京都 | 世田谷区 | ○ | | | | | ○ | 待機児童となった保護者あてにアンケートを郵送し、回答内容により求職活動の休止を確認できた方について待機児童数から除いている。 |
| 東京都 | 府中市 | ○ | | | | | ○ | 求職活動状況の確認のため、一定の書類の提出を求め、その書類により確認を行っている。 |
| 岡山県 | 岡山市 | | ○ | | | | | 確認は行っていない。 |
| 香川県 | 高松市 | | ○ | | | | | 確認は行っていない。 |
| 東京都 | 港区 | | ○ | | | | | 確認は行っていない。 |
| 東京都 | 江東区 | ○ | | | | ○ | | — |
| 東京都 | 杉並区 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | アンケート調査、個別に連絡を取っても状況が不明である場合は、申込書の記載内容や面接時の内容を基に状況を判断している。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | — |
| 神奈川県 | 川崎市 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 窓口や電話等での確認が取れない場合には、手紙による状況確認や市職員が自宅訪問を行うなどして確認を行っている。 |

3. 上記1, 2のような取扱いとしている理由

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 本市においては、保育園入園申し込み後、6ヶ月以上、就労予定状態が継続した場合には、求職活動を休止しているものとみている。就労意欲があるものであれば、通常であれば、2～3ヶ月で就労を開始している状況が伺えるためである。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 世田谷区は対象者が多数であり、求職活動の休止について対象者全てに対し個別に事後調査を行うことが困難であるため、待機児童の実態を把握するためのアンケートの質問項目の一つとして設定し調査を行っている。 |
| 東京都 | 府中市 | 「求職活動を休止していることが確認できる場合については、待機児童数に含めないこと」と示されているため、求職活動の状況を把握するための手続きを設けている。 |
| 岡山県 | 岡山市 | 求職活動を休止していることの確認を公平に行なうことは困難であると考えため。 なお、岡山市では、保育利用申込みを受付けると、取下げられない限り利用希望月から自動的に3ヶ月間の利用調整を行なっている。3ヶ月間利用調整を行なったが入園できなかった場合、利用調整期間満了の通知を行ない、利用調整の継続を希望される場合は、届出書を提出させている。求職活動を休止したり、辞めた場合は保育の必要性の事由に該当しなくなるため、利用調整継続の届出は提出されないと認識している。 |
| 香川県 | 高松市 | 求職活動休止の申告様式を定めていないことや、待機者への個別連絡は相手方を刺激するため困難である。 |
| 東京都 | 港区 | 求職活動を休止した旨の確認を行っていない。そもそも現に求職活動をしているために保育が必要という例はほとんどない。 保護者から求職活動を休止したという申し出があれば、保育が必要な事由がないので申込取り下げになる。 |
| 東京都 | 江東区 | 入園申請受付時に新たに就労を開始をした場合、勤務の内容が確認できる書類の提出を求めている。4月入所の申込み受付の締め切り日以降(12月中旬)、書類の提出がない場合は、求職活動を休止していると判断している。 |
| 東京都 | 杉並区 | 平成25年当時に、厚生労働省通知に記載している待機児童の定義を基に、想定される申込者個々の家庭状況を踏まえた杉並区独自の待機児童を検討した結果、上記のような取扱いとしている。検討の中で、待機児童の定義における「求職活動を休止している者」を一律待機児童に含めないとするのではなく、ひとり親家庭のように、保育の必要性が高い状況にあると思われる方が求職活動を休止している場合は、待機児童に含めるものとしている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 求職活動を休止している者は、保護者自らが自宅等において保育可能な状況にあると考えられるため、待機児童数に含めないこととしている。 求職活動を休止していることは、申請書類のみで判断できる場合とそうでない場合がある。提出していただく申請書類の中に「求職活動状況」を記載する欄を設けており、そこへの記載内容から求職活動状況が把握できる場合には、申請書のみから判断することを基本としている。一方、記載内容が不十分であり、状況把握ができない場合には、個別に連絡をとることとしている。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ・活動内容について区役所窓口等で個別に聞き取りを行い、保育を必要とする程度に求職活動を実施しているかどうかで判断している。 ・求職活動中で保育所の希望を申請したものの、実態として活動を行っていない場合や、インターネットなどを利用し主に在宅で職を探している場合には、待機児童数には含めない取扱いとしている。 【参考】川崎市では、保育所入所等に関する相談・支援体制を強化するため、平成25年度以降、計30名近くの相談対応職員の増員を図り、平日日中に窓口来所できない方向けの夜間・土曜日の相談窓口の開設や、申請前段階からの説明会の開催、保護者一人ひとりの相談経過等の詳細な記録などによりきめ細やかな支援を行っている。(添付資料参照) |

4. 本項目についての課題・問題点、ご意見等(自由記載)

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 求職活動を休止しているものの判断基準を示してもらいたい。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 自宅で求職中の方は待機児童数に含めているが、求職中の考え方について自治体によっては解釈が異なると思われるため、算定方法については全国统一基準とすべきである。また、本項目について、待機児となった世帯に対し個別に状況を確認することは困難である。 |
| 東京都 | 府中市 | — |
| 岡山県 | 岡山市 | — |
| 香川県 | 高松市 | — |
| 東京都 | 港区 | 求職活動中の申し込みは、現に求職活動をしているというより、保育園の入園が決まってから求職活動をするという場合がほとんどである。申込の時点では働くつもりであるという意味確認を求めている。求職活動の方法はいろいろあるが、ハローワークに行ってもらって、求職カードのコピーの提出で意思確認に替えている。 |
| 東京都 | 江東区 | 求職活動を継続していることを証明する書類等を提出させたり、個別に照会することは保護者負担が増え、対象者も多いことから実施は困難である。また、自己申告できちんと連絡をくれる方ばかりではないため、一定期間以上の求職活動は含めないなど、シンプルかつ負担にならない統一的な基準が望ましい。 |
| 東京都 | 杉並区 | 求職活動を休止しているかどうかは、最終的には本人の自己申告次第となる。実際には休止している状況でも、休止していない(求職活動をしている)と申告されてしまった場合、待機児童に含めることになってしまう。このようなケースでは、新たに求職活動をしているということが分かる書類の提出を求めることで回避できると思うが、申込者にとって何かメリットがあることではないので、現実的ではないと考えている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 本市では、「定期的にハローワークや面接に出かけていること」が確認できる場合については、求職活動を行っている判断している。また、「主に自宅でインターネット・求人誌等で仕事を探している」という方については、自宅等で保護者自らが保育可能な状況であると考えられることから、待機児童数から除外している。 このように保護者一人ひとりの求職活動の状況把握に努めた上で、把握した情報から、保育の必要性を判断している。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ・4月入所の申請は前年10月頃からの開始となるため、例えば、申請時の10月にはハローワークや企業面接等の活動を行っていた方が、その後、半年近く経過して活動をほぼ取りやめている場合等が多数ある。 ・申請時に活動の裏付け資料(企業面接等)の提出までを求めることが困難なため、活動状況の確認は本人申告に拠らざるを得ず、客観性の担保が難しい状況である。 |

Ⅲ 特定の保育園等を希望している者の取扱い

1. 「特定の保育園等を希望している者」として待機児童数に含めないこととしていますか。
 (「いいえ」とした場合はⅢ-3へ)

| 都道府県 | 市区町村 | はい | いいえ |
|------|------|----|-----|
| 千葉県 | 市川市 | ○ | |
| 東京都 | 世田谷区 | ○ | |
| 東京都 | 府中市 | ○ | |
| 岡山県 | 岡山市 | ○ | |
| 香川県 | 高松市 | ○ | |
| 東京都 | 港区 | ○ | |
| 東京都 | 江東区 | ○ | |
| 東京都 | 杉並区 | ○ | |
| 神奈川県 | 横浜市 | ○ | |
| 神奈川県 | 川崎市 | ○ | |

2. i) どのようなケースを「他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等」として取り扱っていますか。

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|--|
| 千葉県 | 市川市 | 通園可能な認可保育園 <理由> 地域により変わるが、通園可能な認可保育園が複数園あるため。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 自宅から30分未満(半径2km以内)の特定教育・保育施設等(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、保育ママ、保育室、認証保育所、定期利用保育)で当該待機児童の年齢クラスに空きがある場合。 <理由> 国の例示にある「自宅から20～30分未満で登園が可能」を参考に、自宅から自転車等で無理なく通える範囲を2kmと設定した。 |
| 東京都 | 府中市 | 希望の保育所と開所時間に差異が無い等、開所時間が保護者の需要に依っている施設又は事業所等がある場合 自宅から20～30分未満で登園が可能等、立地条件が登園するのに無理がない施設又は事業所等がある場合 <理由> 待機児童の定義のとおり |
| 岡山県 | 岡山市 | 今年度については、岡山市では、保育利用申込書に第三希望まで記入できるが、第一希望のみまたは第二希望までしか記入がない場合は、特定の保育園等を希望している者として待機児童に含めない取り扱いとしており、本項目での取り扱いはしていない。 <理由> ー |
| 香川県 | 高松市 | 自宅又は職場から20～30分で行ける所 <理由> 待機児童の定義のとおり |
| 東京都 | 港区 | 希望している保育園以外に空きがあり、希望すれば入園できる可能性があるケース。 <理由> 希望すれば入園できる可能性があるのに希望しないのは、保育の必要性が低いと判断しているため。 |
| 東京都 | 江東区 | 通園可能な範囲で、他の認可保育園に空きがあるような場合。 <理由> 平成28年4月現在、107の認可保育園があり、区内のいずれの場所でも20～30分で登園可能な園が複数あるため。 |
| 東京都 | 杉並区 | 区が利用調整している特定教育・保育施設、杉並区保育室を対象としている。 <理由> 特定教育・保育施設、杉並区保育室は区が利用調整をしており、内定辞退や退園による空き状況を把握できるため、利用可能かどうかを判断できる施設であるため。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 各区に配置した保育・教育コンシェルジュが、保護者の家庭の状況や就労時間、通勤経路等を聞き取り、細かく把握するように努めている。これらの個々の状況を踏まえ、客観的に利用可能と考えられる保育サービス等を紹介する取組をしている。 <理由> 開所時間及び立地条件については、厚生労働省の定義に定められた基準に基づき、紹介の対象となり得る「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等(以下「保育所等」)」が判断できると考えている。また、利用料については、世帯状況を確認し、活用できる利用料の減免制度等も併せ鑑みて、認可保育所等利用時の保育料と比べて無理がないことを考慮しており、その状況を踏まえ通園可能と判断としている。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 認可施設・事業である「認可保育所」、「地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育)」及び、川崎市が地方単独事業として実施し、市子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定している「川崎認定保育園」、「おなかま保育室」等を該当施設・事業として取り扱っている。 <理由> 厚生労働省定義(注7)に基づき、上記施設としている。なお、希望施設への入所が保留となった方へのアフターフォローにおいては、同定義(注7)(1)、(2)に基づき、「開所時間が保護者の需要に依っており」、「立地条件が登園するのに無理が無い」施設を個別に御案内している。 |

2. ii)どのようなケースを「特定の保育所等を希望」として取り扱っていますか。

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 第一希望のみの申請の場合 <理由> 市川市は利便性がよいため、ほとんどの地域には2～3箇所、場所によっては5～6箇所ほどの認可保育園があるため、複数園希望しない場合は自己都合と捉えている。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 待機児童のうち、自宅から30分未満(半径2km以内)に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるが、何らかの理由により利用していない場合。 <理由> 利用する施設等を限定しなければ、自宅から2km以内であれば利用可能と考えられるため。 |
| 東京都 | 府中市 | 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等への入所申請の際に、特定の保育所等を希望しており、他の保育所等を希望していない場合。 <理由> 国定義の趣旨を市として斟酌し、本市の手続きに当てはめた上で取扱いを行うもの |
| 岡山県 | 岡山市 | 岡山市では、保育利用申込書に第三希望まで記入できるが、第一希望のみまたは第二希望までしか記入がない場合は、特定の保育園等を希望している者として待機児童に含めていない。 <理由> 平成28年4月1日の待機児童の集計を行なうにあたり、「第一希望から第三希望までを全て調整したにもかかわらず入園できなかった児童を待機児童とする」ことに定義を見直したため。 なお、本市周辺部には、入園できる保育所等があるため昨年まで(注7)(2)で整理していた経緯がある。 |
| 香川県 | 高松市 | 一つの保育施設等しか希望しない場合 複数園の希望をされている場合は、「特定の保育所等を希望」として取り扱っていない。 <理由> 一つの保育施設等しか希望しない場合は、他に利用可能な保育施設等があっても入所できないため。 |
| 東京都 | 港区 | 希望保育園が1園の場合。その園に空きがあるかないかは問わない。 複数園の希望をされている場合は、「特定の保育所等を希望」として取り扱っていない。 <理由> 他の園を希望すれば入園できる可能性があるのに、当初から1園しか希望しないのは、保育の必要性が低いと判断しているため。 |
| 東京都 | 江東区 | 江東区の場合、4つまで希望する認可保育園を記載できるようになっているが、1つしか希望を記載していない場合(いわゆる単願希望) 複数園の希望をされている場合は、「特定の保育所等を希望」として取り扱っていない。 <理由> 平成28年4月現在、107の認可保育園があり、区内のいずれの場所でも20～30分で登園可能な園が複数あるため。 |
| 東京都 | 杉並区 | 申込み時に第一希望の園のみ記載されている方。また、内定辞退をされた方。 <理由> 上記の通り |
| 神奈川県 | 横浜市 | 保育・教育コンシェルジュは、受入可能数を大幅に上回ることが見込まれる園を申請している場合や、保護者の状況から利用調整のランク指数が低く、申請している園では利用調整の結果、利用できないことが見込まれる場合等を見極め、個別の状況に応じて、他に利用可能な保育所等をご案内している。 その際には、i)で記載したような、きめ細かなご案内をしています。その上で、「特定園1園のみの申請をし、複数園の記載を促しても応じない場合」、また、「複数園の申請をしているが、実際には特定園以外は利用する意思がない場合」、「複数園の申請をしている場合でも、利用可能な保育所等を紹介したにもかかわらず、利用を希望しないことを保育・教育コンシェルジュが個別に確認した場合」などが挙げられる。 <理由> 上記のように、きめ細かに状況を把握し個別に、他に利用可能な保育所等をご案内しているにもかかわらず、利用を希望されない場合には、「特定の保育所等を希望」として判断している。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ・保育所等を1か所のみ申込みした方、及び2か所以上の申込みをして、その中に利用可能な保育所等があるにもかかわらず利用を辞退した方 ・自宅から通常の交通手段でおおむね20～30分未満に利用可能な保育所等又は市の保育施策の対象施設があるにもかかわらず利用を希望されない方 <理由> 開所時間が保護者の就労条件(勤務時間や通勤時間)等のニーズを満たし、自宅から登園可能な範囲に施設が立地し、なおかつ当該施設に申込を行えば受入が可能な状況で御案内した結果、保護者が通園しないことを選択される場合には、「特定の保育所等を希望」として取り扱っている。 |

2.iii)どのようなケースを「保護者の私的な理由」として取り扱っていますか。

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 第一希望のみの申請の場合 <理由> ー |
| 東京都 | 世田谷区 | 待機児童のうち、自宅から30分未満(半径2km以内)に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるが、何らかの理由により利用していない場合は、「私的な理由」に該当すると考え、「私的な理由」の具体的内容は確認していない。 <理由> ー |
| 東京都 | 府中市 | 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等への入所申請の際に、特定の保育所等を希望しており、他の保育所等を希望していない場合。 <理由> 保護者の保育ニーズに対応可能な保育所等があるにもかかわらず、保護者側の理由により希望保育所等の希望数を絞っていることは、私的な理由と考えるため。 |
| 岡山県 | 岡山市 | 今年度については、岡山市では、保育利用申込書に第三希望まで記入できるが、第一希望のみまたは第二希望までしか記入がない場合は、特定の保育園等を希望している者として待機児童に含めない取り扱いとしており、本項目での扱いはしていない。 <理由> ー |
| 香川県 | 高松市 | 一つの保育施設等しか希望しない場合、希望した施設を内定後辞退した場合、育児休業延長を希望している場合 <理由> 一つの保育施設等しか希望しない場合:他に利用可能な保育施設等があっても入所できないため 希望した施設を内定後辞退した場合:内定したにもかかわらず、保護者が内定した保育施設等に入所を希望しないため 育児休業延長を希望している場合:保護者が入所を希望しないため |
| 東京都 | 港区 | 内定を辞退した場合、何らかの理由で内定を保留することを事前に申し出ている場合。兄弟姉妹が同じ園でないと入園しないと申し出ている場合。 <理由> 内定を辞退し、希望上位園の申し込みを継続する場合と兄弟姉妹が同じ園でないと入園しないと申し出ている場合は、特定の保育所を希望しているのと同じと考えるため。内定の保留については希望していないことと同じと考えるため。 |
| 東京都 | 江東区 | 江東区の場合、4つまで希望する認可保育園を記載できるようになっているが、1つしか希望を記載していない場合(いわゆる単願希望) <理由> 平成28年4月現在、107の認可保育園があり、区内のいずれの場所でも20～30分で登園可能な園が複数あるため。 |
| 東京都 | 杉並区 | 兄弟同時に同じ園に入所できる場合のみ希望するという意思表示をされている方や延長保育が利用できる場合のみ入所を希望する方など、個別の条件を付して入所を希望している場合。 <理由> 上記はある特定の条件が満たされないと入所を希望しないという方であり、私的な理由となると考えている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 保育・教育コンシェルジュが保護者の状況を踏まえたきめ細かなご案内をすることを基本としており、「受入枠がないことを明らかにしている保育所等のみを申請している場合」に、他に利用可能な保育所等をご案内したにもかかわらず、利用を希望しない場合などが挙げられる。他にも、例えば、「就労時間などの状況から比較的混雑していない時間帯かつ、短区間の電車等による施設利用を案内しても希望しない場合」、「距離や所要時間は、ほぼ同じであっても、特定のルート上の園のみを希望する場合」、「シーツの洗濯等を保護者がやることになっている園は希望しない場合」などがある。 <理由> 上記のような場合は、「保護者の私的な理由」と判断できるため。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 例①)タワーマンションなど、駅に隣接する集合住宅にお住まいの方が、駅近隣の限られた施設だけの利用を希望する場合 例②)広い園庭が確保された保育施設のみ利用を希望する場合 <理由> 駅近辺の保育施設ほどその至便さから入所倍率が高くなる傾向にあるが、そうした地域ほど、地価高騰等により整備できる施設数も限られているため、厚生労働省の定義の範囲内で、利用可能な施設を御案内している。 園庭が確保された施設の整備は重要であるが、一方で、高まる保育需要への対応のため園庭の狭い(無い)施設についても整備を進めているため。 |

3. 本項目についての課題・問題点、ご意見等(自由記載)

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 最近では保護者のニーズも多様化しており、この保育園はインターナショナルな保育園だから等の理由で複数園を申請してこない待機者も増えてきております。利用調整を行う側からすると、複数園希望してもらうことで、入園の幅が広がることこともあり、その方が待機児童を減らすことが出来ると思われるので、この規定については良いと考える。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 世田谷区では、他に利用可能(自宅から半径2km以内)な施設等がある場合、該当する年齢クラスの空き数に応じた数を待機児童数から除く方法をとっているが、自治体によってこの解釈が異なると思われるため、待機児童数の算定については全国統一基準とすべきである。なお、今後も本項目を待機児童数に含めないとする場合、基準の設定にあたっては、都市部とそれ以外の地域との区分けなどを前提とした上で、より具体的な該当要件を提示いただくとともに各自治体にとって複雑な確認方法とならないよう配慮いただきたい。 |
| 東京都 | 府中市 | — |
| 岡山県 | 岡山市 | 定義の解釈について、裁量の余地が大きく、また、個別事情もあろうことから判断が難しい。 |
| 香川県 | 高松市 | — |
| 東京都 | 港区 | — |
| 東京都 | 江東区 | 保育内容、サービスの多様化により特定の保育園を希望する保護者は増えており、複数記載すれば入園できた可能性があるにも関わらず、記載しないケースが多々見受けられる。単願者以外でもそのような状況の方まで待機児童と捉えるべきか、今一度検討が必要である。 |
| 東京都 | 杉並区 | 杉並区内の保育施設の配置状況をみると、申込者の住所を基点として徒歩で通園できると思われる範囲に少なくとも3箇所は特定教育・保育施設がある。区は、第一希望のみ記載している方を待機児童に含めないものとしているが、実際には通園可能な第二・第三希望までのみ記載している方もいる。難しいとは思いますが、待機児童の定義上、「第三希望まで」等より具体的な例示をしていただくと、より実態に近いものとなると考えている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 本市では、保育・教育コンシェルジュが立地・希望条件・保育施設の設置状況・通勤の利便性など様々な状況に応じ、通園可能な他の保育所等を個々に合わせて、紹介する取組をしている。こうした自治体独自のきめ細かな取組も十分に考慮していただきたいと考える。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | — |

IV 育児休業中の者の取扱い

| | | 1. 「育児休業中の者」として待機児童数に含めないこととしていますか。「いいえ」とした場合はIV-3へ) | | 2. 「育児休業中の者」として待機児童数に含めないこととしている者はどのような者ですか。(複数選択可) ①1年間の育児休業の期間内の者 ②育児休業を延長している者 ③育児休業を延長するために保育所等の申込みをしている者 ④その他 | | | | |
|------|------|--|-----|--|---|---|---|------------------|
| 都道府県 | 市区町村 | はい | いいえ | ① | ② | ③ | ④ | ※④を選択した場合の具体的な内容 |
| 千葉県 | 市川市 | | ○ | | | | | — |
| 東京都 | 世田谷区 | | ○ | | | | | — |
| 東京都 | 府中市 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | — |
| 岡山県 | 岡山市 | | ○ | | | | | — |
| 香川県 | 高松市 | | ○ | | | | | — |
| 東京都 | 港区 | ○ | | | ○ | ○ | | — |
| 東京都 | 江東区 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | — |
| 東京都 | 杉並区 | ○ | | ○ | | | | — |
| 神奈川県 | 横浜市 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | — |
| 神奈川県 | 川崎市 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | — |

3. 上記1・2のような取扱いとしている理由

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 育児休業中のもので復職する意思があるものを、待機児童としてカウントしないことに疑義を感じるため。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 通常、待機児童となった結果、育児休業を取得(延長)せざるを得ない状況となったと考えられるため、保護者の視点に立ち、待機児童数に含めることが妥当であると考えたため。 |
| 東京都 | 府中市 | 児童の保育や監護の状況等を総合的に勘案して、「できる規定」により、待機児童数に含まないこととしている。 |
| 岡山県 | 岡山市 | 育児休業の延長については、入園ができずやむを得なく行なっているものとそれ以外の区別が困難なため。 なお、岡山市では、保育利用申込みを受付けると、取下げられない限り利用希望月から自動的に3ヶ月間の利用調整を行なっている。3ヶ月間利用調整を行なったが入園できなかった場合、利用調整期間満了の通知を行ない、利用調整の継続を希望される場合は、届出書を提出させている。育児休業を延長し、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、利用調整継続の届出は提出されないと認識している。 |
| 香川県 | 高松市 | 育児休業の個別の確認は困難であるため。 ただし、育児休業を延長するために保育所等の申込みをして待機となっている者は、「保護者の私的な理由により待機」として集計している。 |
| 東京都 | 港区 | 育児休業を延長した場合、入園希望月での保育が必要な事由がなくなるため。 保育園に入園できれば、その月中に復職するという条件で申し込みを受けている場合、入園できなかった場合には、結果として復職せず、保育に必要な事由に該当しないため。 |
| 東京都 | 江東区 | 復職を希望しているが預け先がなくやむなく育休を延長した方と、そもそも復職の意思がなく育休を延長するために申請している方が混在しており、区別することは困難である。 |
| 東京都 | 杉並区 | 平成25年に、厚生労働省通知に記載している待機児童の定義を基に想定される申込者個々の家庭状況を踏まえた杉並区独自の待機児童を検討した結果、上記のような取扱いとしています。検討の中で、待機児童の定義における「育児休業中の者」を一律で待機児童に含めないとするのではなく、認可保育所等に内定が出なかったことを理由に育児休業を延長した方は待機児童に含めるものとしている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 育児休業を取得されている方の中には、育児休業の延長手続等に必要となる保留通知をもらうことを目的として申請する方や、育児休業期間が残っており保育所に入れなければ引き続き自宅での子育てを望んでいる方、育児休業を切り上げて早く職場復帰したい方など様々な方がいる。 このような状況では真にやむを得ず育休を延長したか否かを把握することは難しいため、4月1日時点での育休取得者を除いている。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ・厚生労働省定義(注8)の記載に基づき、調査日時点で保護者が育児休業中の場合には、自宅で子どもを保育することができるものとして、御家庭の状況等を確認のうえで、待機児童数には含めないこととしている。 ・保育所への入所が保留となった方には、一人ひとりにきめ細かいアフターフォローを行っているところであるが、育児休業を延長した方や切り上げて復職したいという意向等を確認した場合には、保育ニーズに応じた適切な保育施設・サービス等の御案内に努めている。 |

4. 本項目についての課題・問題点、ご意見等(自由記載)

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|---|
| 千葉県 | 市川市 | 育児休業中の規定を見直し、育児休業中のもので復職の意思がないもの等に見直しをする。 |
| 東京都 | 世田谷区 | 以下2点について結論を示した上で育児休業の取り扱いを議論していただきたい。 ①育児休業期間の延長と給付額の割合の増加について ②男女がともに子育てに関わる環境の整備やそのための企業努力の法定化など「働き方改革」について |
| 東京都 | 府中市 | 育児休業(給付)延長の要件に保育所の利用を申し込むこと、また現に保育を受けていないことが掲げられているため、育児休業の延長を受け、自ら子育てしたいとの希望を持っている保護者が、本来、不必要とも言える保育所申込みを行わなければならない実態がある。このことが、育児休業中の申込者(待機児童)数が増える一因になっている。 |
| 岡山県 | 岡山市 | 「育児休業を延長するために保育所等の申込みをしている者」が判明すれば対応できるが、「保育利用事由証明書」だけでは判断できない。 |
| 香川県 | 高松市 | — |
| 東京都 | 港区 | 実際には入園を希望してなくても、育児休業を延長するために、入園申込をする必要があるという制度を改めてほしい。 |
| 東京都 | 江東区 | 育児休業延長手続きに認可保育園の申し込みが必要な現行制度では、不要な申し込みが相当数含まれているので早急に改善が必要と考える。 |
| 東京都 | 杉並区 | 育児休業中の方の申込みに係る保育の必要性の認定については、入所希望月中に復職することを前提に「就労」認定をする運用をしている。このことから、認可保育所等への内定が出ず、調査日時点において復職をしていない場合は、そもそも認定自体がされません。よって、育児休業中で復職をしていない方については、待機児童の定義「調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ」の箇所に該当しないことになり、待機児童の調査対象からも外れるのではないかと考えている。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 現在の「育児・介護休業法」及び「雇用保険法」では、1歳6か月まで、育児休業を取得し、育児休業給付を受けるには、「保育所入所を希望しているが、入所できない」ことが条件とされています。このため、保育所等の利用を希望しないにもかかわらず申請手続を行わなければならない状況が発生しており、本来は必要のない保育所等の申請につながっている場合もある。「仕事を継続しながらも、子どもが小さい時期はできるだけ自分で子育てしたい」保護者の希望をかなえるために、保留通知がなくても、希望をすれば、1歳6か月まで、育児休業を取得し、育児休業給付が受けられる制度とするような環境整備がまずは必要だと考える。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ・国の制度上、育児休業給付を1歳から6か月間延長するためには、保育所への入所希望を自治体に申請し、入れなかったことの証明(保留通知)を提出することが求められている。そのため、証明を取得目的で、あえて入所見込の少ない保育所等を申請する方なども一定数いるのが実態である。 ・また、保育所の内定となった方の中でも、子どもをもう少し自分の手で育てたいと気が変わり、内定を辞退して育児休業を延長するケースなどもある。 ・育児休業については、そうした御家庭ごとの様々な事情があることから、本市では、調査日時点で育児休業を取得しているかどうかを基準として待機児童数の集計を行っている。 |

V その他

1. その他、保育所等利用待機児童の定義に係る現状の取扱いについて、課題、問題点、ご意見等(自由記載)

| 都道府県 | 市区町村 | 回答 |
|------|------|--|
| 千葉県 | 市川市 | 全体として、何故、この人たちが待機児童から除外をするかの明確な理由作りが必要である。 |
| 東京都 | 世田谷区 | — |
| 東京都 | 府中市 | — |
| 岡山県 | 岡山市 | ○待機児童は解消していかなければならないものと認識しており、対処できないケース(例:特定の1園、2園を希望するもの)は、除いていただきたい。 ○定義(注3) ①～④に該当する場合は、待機児童に含めないこととなっているが、保育所等の利用ができずやむを得ず利用している場合もあると考えられるので、待機児童にならないことに保護者は、納得できないのではないかと考える。 ○定義(注7) ※(2)立地条件が登園するのに無理がない。 車で20～30分の保育所等であっても、自宅や勤務先と逆方向であれば、毎日の保護者負担は大きいと考え、平成28年4月に独自で定義を見直した。 |
| 香川県 | 高松市 | — |
| 東京都 | 港区 | 待機児童の定義に対する解釈を各自治体に任せられている現状があるので、統一する必要がある。 |
| 東京都 | 江東区 | 待機児童の定義について、統一基準を定めることは、自治体間の比較等において必要であると認識しているが、都市部と地方では状況が大きく異なり、同一の基準を定めることは難しいと考える。 |
| 東京都 | 杉並区 | ①(注7)「他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、～」 …本項目において待機児童に含めないものとする方の現状把握が困難。現状は、認証保育所や幼稚園預かり保育を利用している方について、運営費補助等別の目的で収集している利用者名簿を本項目の集計に利用している。区が直接運営に関わっていない施設に対して、待機児童調査への協力が可能となるような制度があればよいと考える。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 待機児童数については、厚生労働省で定める定義に則り、各自治体が集計作業を行っている。集計に至るまでのプロセスとして、個々の保護者の状況把握が必要になるが、自治体によって把握している状況が異なっている。 近年の女性の就労意欲の高まりや、共働き世帯の増加により、働き方がますます多様化してきており、子どもの預け先の選択肢を増やしていくことが求められている。一方では、保育を希望する保護者の中には、預け先=認可保育所というイメージの方も多く、例えば、就労要件に満たない程度の就労を望んでいる保護者でも、認可保育所の入所要件まで無理に増やして働き、認可保育所に申し込むという事例がある。こうしたことから、保護者の最適な選択を支援し、適切な保育施設をご紹介することが必要となっている。 横浜市では、多様な働き方に対応できる選択肢として、認可保育所の整備だけでなく、横浜保育室、幼稚園預かり保育、一時保育などの取組を進めてきている。そして、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが、保護者お一人おひとりに寄り添い、就労場所、就労時間、通勤手段などを含む保護者の働き方などについて、個々の状況をしっかり把握したうえで、どのような保育の必要性があるかを確認をし、その人にあった保育サービスを紹介している。これらの対応は保育・教育コンシェルジュに加え、事務職員、ケースワーカーなどの区の保育担当課職員が一丸となって実施することにより、さらなる充実を図っている。こうした努力の結果が適切なサービス提供につながっているものと考えている。 このような自治体ごとの取組状況をしっかり把握したうえで、ご検討いただきたい。 |
| 神奈川県 | 川崎市 | ○厚生労働省定義(注3)②と(注7)(4)の「地方公共団体における単独保育施策」の取扱い ・川崎市の待機児童対策の一つの特徴として、認可保育所等の積極的な整備と合わせて認可外の保育施設を活用した地方単独事業にも注力している。 ・保育室の面積や職員配置基準等の保育の質がほぼ認可並みの施設を「川崎認定保育園」として認定し、保護者への月額最大2万円の保育料補助の実施等によって、年々利用者が拡大し、今では、認可保育所と並び市の保育ニーズを支える重要な受け皿となっている。 (参考1)川崎認定保育園関連予算:約34億円、平成28年4月の利用者数実績:4,384人(そのうち約75%の3,277人が認可施設を申請せず直接入所) (参考2)認可施設と川崎認定保育園の基準 ①職員の有資格者の割合について、川崎認定保育園が認可施設の小規模保育Bの基準を上回っている。(川崎認定A:2/3以上保育士等、小規模B:1/2以上保育士等) ②開所時間や必要な保育従事者、保育室の面積基準等について、川崎認定保育園は認可施設とほぼ同レベル ・厚生労働省の9月2日公表資料において、地方単独事業の利用者数は、全国2番目に多い数となっている。 ・こうした状況を踏まえ、定義見直しの検討時には、質の担保されている認可外保育施設については従来と同様の取扱いをしていただくよう、強く要望する。 ○待機児童数に含める含めないに関わらず、保育の利用を希望する保護者一人ひとりのニーズにしっかりと向き合い、最適な施設・サービスを御案内していくことが何より重要であると考えているので、引き続き、窓口等における相談・支援の充実に努める。 |